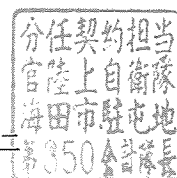


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 原口 誠二



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
3QG210100190		3RMC1C00003 0001						
品名 または 件名								
重油 1 種 2 号								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
28,000.00	LI							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
海田市駐業				海田市駐業				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
業務隊補給科 長塚曹長 補給班 2 9 7 3				令和5年4月28日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊事務室

中部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和5年4月14日(金) 14時00分

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名： 重油 1 種 2 号
- (2) 規 格： 仕様書のとおり
- (3) 数 量： 仕様書のとおり
- (4) 納 地： 陸上自衛隊海田市駐屯地
- (5) 納 期： 令和 5 年 4 月 28 日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」C 等級以上の資格を有し、かつ、競争参加地域が「中国」を含む者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

仕様書及び入札資料等は、下記に示す期間、陸上自衛隊海田市駐屯地第 350 会計隊 契約班窓口において配布します。
令和 5 年 4 月 4 日（火）～令和 5 年 4 月 14 日（金）（土曜日曜祝日を除く 09 時 00 分～17 時 00 分）

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 実施しない。
- (2) 入 札
 - ア 場 所 : 陸上自衛隊海田市駐屯地 入札室（1 号庁舎 1 階）
 - イ 日 時 : 令和 5 年 4 月 14 日（金）14 時 00 分から

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免 除
- (2) 契約保証金 : 免 除
- (3) 違 約 金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を違約金として徴収します。

6 入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の 110 分の 100 を記載してください。

(2) 入札書の内訳（単価及び金額）は必ず記載するものとする。

ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳は後日、郵便等により提出することができる。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合、当該入札者が提出した入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 民法の規定により無効とされる入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札、また入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (6) 入札書に記載した金額が訂正された入札及び入札書のアmount数字が不鮮明な入札
- (7) 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札
- (8) 二人以上の入札者の代理をした者の入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 電報・FAX・電話その他の方法による入札
- (11) 前項2号に規定する内訳の記載がない入札

8 契約書の作成

契約金額が50万円以上の場合、官側の示す契約条項により契約書を作成します。
契約書記載事項の細部については、落札決定後落札者に説明します。

9 対価の支払の時期

契約の履行後、国が適法な支払請求書を受理した日から30日以内とします。

10 落札の決定方式

単価決定（単価に消費税相当額を含めない）

予定価格の範囲内で最低の価格をもって応札をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

11 その他

- (1) 郵便による入札については、令和5年4月13日（木）17時00分必着までを有効とします。
なお、事前に郵便入札の申し出を第350会計隊契約班まで行くとともに便着の確認を必ずお願いします。また、
入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 入札に参加する者は、令和5年4月12日（水）までに「資格決定通知書（写）」を提出してください。（FAX可）
- (3) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (4) 市場価格調査のご協力をお願いします。
- (5) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (6) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班 担当：蒲田（かばた）

TEL 082-822-3101（内線：2341）

FAX 082-823-4226（直通）

仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊海田市駐屯地 業務隊補給科 担当：長塚（ながつか）

TEL 082-822-3101（内線：2927）

本公告は、陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊及び同駐屯地正門前掲示板、陸上自衛隊山口駐屯地第322会計隊
自衛隊広島地方協力本部、自衛隊山口地方協力本部、海上自衛隊呉地方総監部、広島商工会議所、中国・四国防衛局、
陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示しています。

仕 様 書	
名 称	重油 1 種 2 号
作成年月日	令和 5 年 4 月 3 日
適用範囲	この仕様書は、重油 1 種 2 号について規定する。
1 場 所 広島県安芸郡海田町寿町 2 番 1 号（陸上自衛隊海田市駐屯地） 2 納入年月日 全量納入期限：令和 5 年 4 月 2 8 日 3 納入物品 (1) 種 類：重油 1 種 2 号 (2) 数 量：2 8, 0 0 0 0（リットル） ※数量については、概定数量 (3) 物品番号：9 1 4 0－4 1 2－4 6 4 8－5 (4) 納入区分：バルク (5) その他 細部仕様については、別紙「防衛省仕様書 重油」による。 4 一般事項 (1) 納入は、係官立会いのもと実施する。 (2) 細部納入日時等は係官との調整による。 (3) 調整先：係官 長塚曹長（海田市駐屯地 内線 2 9 3 9） 5 特記事項 納品書・（受領）検査調書を 5 部別送する。 （防衛省仕様書に示す。社内試験成績書（代表性状）を添付）	

防衛省仕様書改正票

重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P

K 2210F(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2210F(重油)についてのものであり、D S P K 2210F(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2210Fと併用される。

1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“J I S K 2249－1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
J I S K 2249－2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法
J I S K 2249－3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249－4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に
改める。

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を
“測定結果は、J I S K 2249－1、J I S K 2249－2、J I S K 2249－3又はJ I S K 2249－4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P

K 2210F

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種 類		物 品 番 号	納入区分	注 記
特 種	1 号	9140-299-0191-5	バルク	硫黄分を除き、J I S K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-422-1089-5	ドラム	
	2 号	9140-299-0192-5	バルク	
1 種	1 号	9140-299-0163-5	バルク	J I S K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-419-9913-5	ドラム	
	2 号	9140-412-4648-5	バルク	硫黄分を除き、J I S K 2205の1種(A重油)2号のもの。
		9140-419-9914-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2205 重油

J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、J I S K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下、特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

- b) 1種1号は, J I S K 2205の1種(A重油)1号による。
- c) 1種2号は, J I S K 2205の1種(A重油)2号による。ただし, 硫黄分は, 1.0%以下とする。

3 品質保証

検査は, J I S K 2205によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1002に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0001による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15℃における容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2249により, 密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は, 次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

入札書

令和5年4月14日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 原口 誠二 殿

- 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。
- 当社（私・当団体）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

住所

会社名

代表者氏名

代理人氏名

印

〒

(消費税は含まない)

- 入札件名： 重油1種2号
- 納 地： 陸上自衛隊海田市駐屯地
- 納 期： 令和5年4月28日

番号	品 名	規 格	単 位	予定数量	単 価	金 額
1	重油1種2号	仕様書のとおり	LI	28,000		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
合計						

市 場 価 格 調 査 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊海田市駐屯地

第350会計隊長 原口 誠二 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名 _____ 印

¥

(消費税は含まない)

番号	品 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
1	重油1種2号	仕様書のとおり	LI	28,000		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
合 計						

納 地 陸上自衛隊海田市駐屯地

納 期 令和5年4月28日

提出期限 令和5年4月12日(水)12時まで(FAX返信可)

提出先 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊契約班

FAX:082-823-4226

委 任 状

令和5年4月14日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 原口 誠二 殿

住 所
名 称
代表者名

印

今般都合により_____を代理人と定め、下記について権限を委任します。

記

件 名 : 重油1種2号

委任事項 : 入札書提出の件

上記件名の入札に関する件

使用印鑑

